

## 一般事業主 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 8 月 1 日～ 令和 8 年 7 月 31 日までの 8 年間

### 2. 内容

目標 1：計画期間内に、有給休暇取得率を 100%にする。

#### <対策>

- 令和 3 年 9 月～ 有給休暇を未消化にしている社員の状況を調査し、未消化の原因を把握する
- 令和 3 年 11 月～ 有給休暇を取得できる職場環境となるよう管理職および所属長で対策を協議する
- 令和 4 年 1 月～ 有給休暇 100%取得を目標とする会社の通知を社内にて行い、随時各社員の有休取得状況をチェックし、有給休暇取得を奨励していく

目標 2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。男性従業員への両立支援制度の周知・啓発を実施する。

#### <対策>

- 令和 3 年 9 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 3 年 11 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布し、制度に関する説明会を開催

目標3：障害を持つ従業員が結婚し充実した家庭生活が送れるサポートとして、障害者の婚活活動のサポートを行っていく。また障害者のプライベートが充実するよう、趣味の講座や趣味を通じたサークル活動のバックアップをしていく。

<対策>

- 令和3年10月～ 社員にアンケートを実施し、プライベートを充実するための要望などを調査する
- 令和3年12月～ アンケート結果から、会社として実施できる施策を協議する
- 令和4年3月～ 協議の結果、取り組み可能なことから随時実施していく